

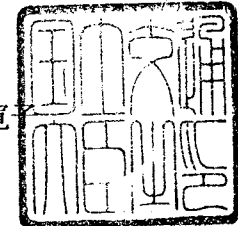


認 定 書

国住指第 842 号
平成 14 年 2 月 4 日

三和シャッター工業株式会社
代表取締役社長 高山俊隆 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-9186
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
アルミニウム合金製シャッター
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り